

第1章

計画の推進・評価

1 推進・評価体制の整備

本計画の推進にあたっては、県民一人ひとりの健康づくりの取組みを基本とし、その取組みを行政だけでなく、地域や学校、職域など社会全体で支援し、県民の創意と活力により目的が達成されるよう県民運動としていく必要があります。

そのため、市町村及び県、健康づくりに関する団体や各関連機関等が連携を図りながら、それぞれの役割分担に基づいた計画作りや事業展開など各課題に取り組むことが重要です。

(1) 県における推進体制

富山県健康づくり県民会議が計画推進の中核となり、健康づくり活動の評価や方向性を検討するなど進行管理を行います。

また、本県の「地域・職域連携推進協議会」として富山県健康づくり県民会議保健事業検討部会を置き、労働局、保険者、産業保健推進センター、地域産業保健センター及び関係機関等と連携を推進するほか、厚生センター・保健所単位においても、管内の関係者の参画のもと協議会を設置して、連携を進めます。

厚生センター・保健所は、専門的・広域的な機能を生かし、市町村における健康増進計画の策定への支援や計画に基づく活動の支援などを通じ、効果的な健康づくり活動の展開を図ります。

心の健康センターは、県民の心の健康づくりに関する知識の普及や相談指導をはじめ市町村、厚生センター、保健所における精神保健福祉活動の支援を行い、県民の心の健康づくりを推進します。

(2) 市町村における推進体制

市町村は住民に直接保健サービスを提供する機関であり、地域の健康づくりの中心的役割を担っています。市町村健康づくり推進協議会など住民が参画した組織が計画推進の中核となり、市町村健康増進計画の策定、健康づくり活動の評価や方向性を検討するなど進行管理に努めます。

また、市町村は、医療保険者（市町村国保）として実施する保健事業と連携を図るとともに関係機関や団体の協力や参画により事業を推進し、住民の主体的な健康づくりの実践を推進します。

2 進行管理と評価システムの確立

市町村や県、医療保険者などは、健康づくり活動を効果的に推進するために、計画・実施・評価・改善という一連のサイクルを確立し、健康づくり活動の現実を踏まえ、段階的に向上させていく必要があります。

県は市町村が健康づくりを効果的に行うことができるよう、健康づくり活動の評価、モニタリング体制の整備、保健情報の解析機能の強化、情報提供のシステム作りなどを行います。

県はこの計画に掲げた目標の達成度について評価を行い、富山県健康づくり県民会議において、健康づくり活動の成果や戦略の妥当性などを検討します。

市町村及び県は、施策や事業の進捗状況とその成果を県民にわかりやすく情報提供するとともに、一層の県民の参画を求めています。

計画の実施と推進体制の評価

